

## 第3回議会改革調査特別委員会会議記録

日 時 令和5年8月25日（金曜日）

午前11時20分 開議

場 所 水戸市議会 全員協議会室

午前11時58分 散会

付託事件

(1) 議会の改革に関すること

### 1 本日の会議に付した事件

- (1) 水戸市議会会議規則の一部改正について
- (2) 地方自治法第92条の2の改正に伴う水戸市議会の対応について
- (3) 議会中継の字幕表示について
- (4) その他

### 2 出席委員（27名）

委員長	綿 引 健 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	池 田 悠 紀 君	委員	中 庭 由 美 子 君
委員	土 田 記 代 美 君	委員	田 中 真 己 君
委員	渡 辺 欽 也 君	委員	細 谷 智 宏 君
委員	打 越 美 和 子 君	委員	マ ー サ ー 川 又 君
委員	森 智 世 子 君	委員	滑 川 友 理 君
委員	萩 谷 慎 一 君	委員	田 尻 由 紀 子 君
委員	森 正 慶 君	委員	後 藤 通 子 君
委員	鬼 澤 真 寿 君	委員	藤 澤 康 彦 君
委員	小 泉 康 二 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	田 口 文 明 君	委員	鈴 木 宣 子 君
委員	黒 木 勇 君	委員	高 倉 富 士 男 君
委員	袴 塚 孝 雄 君	委員	安 藏 栄 君
委員	松 本 勝 久 君		

### 3 欠席委員（なし）

### 4 委員外議員出席者（なし）

### 5 説明のため出席した者の職、氏名

事務局 長	天 野 純 一 君	総務課 長	加 藤 清 文 君
議事課 長	大 嶋 実 君		

6 執行部出席者の氏名

財 務 部 長 白 田 敏 範 君 財 政 課 長 佐 藤 直 明 君

7 事務局職員出席者

議事課長補佐 網 島 卓 也 君 議 事 係 長 武 井 俊 夫 君

法制調査係長 武 田 侑 未 子 君 書 記 檜 原 和 則 君

書 記 久 野 琢 郎 君

午前11時20分 開議

○綿引委員長 引き続き、お疲れさまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第3回議会改革調査特別委員会を開催いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人4名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○綿引委員長 初めに、当特別委員会の席次についてお諮りをさせていただきます。本件につきましては、現在御着席のとおりとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ありがとうございます。それでは、着席の位置につきましては現在のとおりといたします。

それでは、本日の日程に入ります。

この際、本日御審議をいただく案件につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、日程1番の市議会会議規則の一部改正について及び2番の地方自治法第92条の2の改正に伴う市議会の対応については、国の法改正や全国市議会議長会の標準会議規則の改正への対応が必要なものとして、議長から取り急ぎ対応方針を決めていただきたいと申入れがあったものでございます。

また、3番の議会中継の字幕表示については会派から御提案があったもので、導入に当たりましては予算の裏づけが必要になる可能性がありますことから、先行して議論を進めるべきと判断して、本日の日程とさせていただきますので、御了承をよろしく願いいたします。

それでは、初めに1番の水戸市議会会議規則の一部改正についてであります。本件について、事務局から説明をお願いいたします。

○大嶋議事課長 それでは、市議会会議規則の一部改正につきまして、事務局から御説明申し上げます。

特別委員会資料の①を御覧願います。

まず、1の趣旨といたしましては、全国市議会議長会の標準会議規則の改正に準じまして、会議規則の一部改正を行うものでございます。

内容といたしましては、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参加促進の視点から、本会議や委員会への欠席事由といたしまして、「育児」、「看護」、「介護」等を明文化するとともに、「出産」につきまして、産前、産後期間に配慮した規定を整備するものでございます。

また、行政手続等におきまして、原則として押印を廃止する政府の政策動向も踏まえまして、市議会への請願に係る押印規定の見直しを行うものでございます。

次に、2のこれまでの経緯についてでございます。

まず、令和3年2月の標準会議規則の改正にあわせまして、全国市議会議長会の会長から会議規則の早期改正について依頼がございました。水戸市議会におきましても、令和3年の3月議会におきまして改正の検討が行われたところでございますが、議会運営委員会で改正が見送られたものでございます。その後も、総務省や全国市議会議長会から、改正の実施状況につきまして調査がございまして、今年8月の全国市議会議長会の発表では、全国の市議会のうち95%以上で既に改正が行われているという結果が示されてございます。

次に、3の改正の考え方についてでございます。

ここからは、資料②の新旧対照表、資料横の印刷物でございます。②の新旧対照表とあわせて御覧いただきたいと存じます。

まず、本会議の欠席事由についてでございます。

第2条におきまして、本会議の欠席事由を、これまで現行「事故」として総称していたものを、「出産」、「育児」、「看護」、「介護」及び「配偶者の出産補助」として明文化するものでございます。

また、欠席が想定される事由といたしまして、「公務」、「疾病」についても明文化しております。こちらは参議院の会議規則や県議長会など、他の議長会の標準会議規則との整合性にも配慮したものでございます。

このほか、これまで「事故」と表記していたものを、「その他やむを得ない事由」として表記を改めるものでございます。

なお、出産につきましては労働基準法の規定にあわせまして、欠席の期間を産前6週間、産後8週間の範囲内と明示する必要がありますことから、項を分けて第2項に規定するものでございます。

新旧対照表の3ページを御覧いただきたいと存じます。

第82条では、委員会の欠席について定めたものでございまして、先ほどの、ただいま御説明申し上げました本会議の欠席事由と同様の改正となっております。

次に、請願の押印についてでございます。

新旧対照表の4ページを御覧いただきたいと存じます。

4ページの第124条でございます。

こちらでは、請願者に提出時に求めている押印の規定を、「署名または記名押印」に改めるとともに、第2項におきまして、請願者が法人の場合の規定の整備を行うものでございます。

また、これらの改正にあわせまして、第138条の傍聴者の携帯品に係る規定につきまして、「外とう」や「えり巻」といった表現文言につきまして、コートやマフラーと時代にあわせた表現に改正するとともに、その他の箇所におきましても字句の修正を行うものでございます。

最後に、4番の改正に向けたスケジュールでございますが、第3回定例会9月議会に提出議案として提出するようなスケジュールを想定してございます。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして御意見等がございましたら発言をお願いいたします。

須田委員。

○須田委員 水戸市議会においても、新しいメンバーになってから議会改革ということで特別委員会を開いたわけでありまして、これに関しては、これまで欠席理由を「事故」としてきたわけでありまして、本来「事故」ではなくて、当時は「事故」という表現で正しかったんですが、今、事故という何らかのマイナスイメージがあるので、もう全国的に、全国議長会のほうでも前からこの改正、改革をきちんとしましょうねということで出てきて、今聞いたら、私たちが3月の議会のときにはもう実質上これは成

り立っているんだから、これを変えなくてもいいんじゃないかという話だったんですけども、やっぱり文章としてきちんとものを変えていかないと、その先々に人が替わってきたときにつながっていかないとしますので、全国議長会の改革ということで、きちんとした形でこれをやっていきたいと思いますので、これをいわゆる「事故」という部分を、いろんな事由の説明としてきちんとやるべきだと思っています。

また、最後のほうの「えり巻」とかそういう部分に関しては、当然、今の流れとして分かりやすい表現に変えるというのが当然だと思いますし、それだけのことが、国のほうとも同じような整合性を持つとすれば、やはり議会改革をきちんとしていくという水戸市の対応を表すためには、今回はこの改正をきちんとすべきだと思っています。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 私どもも今回の趣旨に賛成をしたいと思いますので、速やかに議員提出議案として提出すべきだと思っております。

ちなみに、令和3年の当時の議会運営委員会で私は、速やかに実行すべきだと主張した経過もあります。特に、女性の政治参加を保障するという意味では、出産や育児、また介護については男性も含まれると思いますが、明文化するというのは非常に意味のあることだと思いますし、また、請願に関しても、非常に今ハードルになっていますので、市民の政治参加という意味でも、やはり署名というのは非常に時代にあった形だと思いますので、いずれにしても賛成したいと思います。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

滑川委員。

○滑川委員 お疲れさまです。私たちもこういった明文化することを賛成いたします。ただ、せっかくですので、ちょっと明文化するに当たり、確認をしたいところがございます。

いただいた新旧対象資料の第2条と第82条に、配偶者と記載がございます。ここで言う配偶者について一応確認しておきたいなと思って御質問いたしますが、今、茨城県では、いばらきパートナーシップ宣誓制度と言って、同性同士のカップルでも配偶者同等に扱うという制度がございます。実際にこの水戸市内でも、同性同士で子育てをする方々がたくさんいらっしゃいます。そういった中で、ここに記載されている配偶者の定義は、法的な男女、婚姻関係にある者のみを指すのか、それともこうした配偶者等という形で、事実婚であったりとか、または同性カップルであったりといったところも対象内になるのか、ここで確認をしておきたいと思ひまして、御質問をさせていただきます。

○綿引委員長 それでは、ただいまの件について事務局お願いいたします。

○大嶋議事課長 ただいまの滑川委員の御質問にお答えいたします。

第2条の配偶者の定義ということでございますが、こちら表記しているものにつきましては、標準会議規則をベースに表記をさせていただいているものでございます。配偶者の定義、解釈ということになってまいりますので、ここまでの範囲というところは議会で御判断いただくものと、御審議いただくべきものかなと考えております。

○綿引委員長 滑川委員。

○滑川委員 御答弁ありがとうございます。であれば、私としては、やはりこの趣旨のところの(1)に、女

性をはじめとする多様な人材の市議会への参画，参加促進の視点からというふうに記載されていることから，法的な婚姻関係にない事実婚，そしてパートナーシップを結んだ方という，そういったところも確認を行いながら幅広く，出産の補助とかそういったものも対応していただければいいなと要望をさせていただきます。

以上です。

○綿引委員長 御要望ということで，あくまでも今回改正をして，それが未来永劫続くものではありませんし，時代の流れとともにそういった御意見もきちんと反映をさせていくというのが正しいやり方であろうと思っておりますので，今回御要望として承らせていただきます。

後藤委員。

○後藤委員 まず，ちょっと基本的なところからお伺いしたいんですけども，この水戸市議会会議規則の中には，議員の責務というのは記載されているか確認をさせてください。

○綿引委員長 事務局お願いします。

○大嶋議事課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

こちらの会議規則につきましては，会議の運営に係ることですね，そういったところが主な記載内容になってございますので，議員の責務とかそういった表現，そういった規定をしているところはございません。

○綿引委員長 後藤委員。

○後藤委員 分かりました。

この今回書いてあります「やむを得ない事由」で出席できないときは，理由をつけて届けるということの上には，その土台には議員の責務ですよ，市民の負託に応えなければならないという議員の責務があるわけですので，それをしっかりと踏まえて理由をつけて欠席しなければならないなと思って，確認をいたしました。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど滑川委員さんのほうからありましたところなんですけれども，せっかく今回こうして改正をしていくということなので，できれば時代の流れとして，配偶者等という「等」をつけていただければ，検討するという内容だったんですけれども，私の強い要望としても「等」というのをぜひ入れていただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 ただいま鈴木委員から御提案がありました，先ほどの配偶者の後に等をつけるという御提案でございますが，この件について御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

マーサー委員。

○マーサー川又委員 この後ろのですね，「出産補助その他のやむを得ない事由のため」ということになってくると，配偶者等，例えば同性で恋愛をした状態なのかどうか，あるいはただのお友達なのかという，配偶者等という言葉の幅が広くなり過ぎるような気はするんですけども，ちょっとその辺を教えていただければ。

○綿引委員長 滑川委員。

○滑川委員 私が先ほど申し上げたのは、付き合っているカップルとかお友達とかそういったわけではなく、きちんと家族としてやっている、証明書がいばらきパートナーシップ宣誓制度で、それぞれ宣誓書と署名カードを携帯しております。世帯として配偶者として生活を共に営んでいる者、ここを指しております。

○綿引委員長 マーサー委員。

○マーサー川又委員 ありがとうございます。であれば、そのパートナーシップという明確な、具体的な文言を入れたほうがいいと思います。等というふうに曖昧にしちゃうと、どこまで等なのかちょっと勘違いしちゃうので、今、滑川委員がおっしゃったような。

〔「そう言っているのは、その話じゃねえ。等はこっちだ。等入れたほうがいいって言っているのは」と呼ぶ者あり〕

○マーサー川又委員 分かりました。すみません。

○綿引委員長 鈴木委員、いかがですか。

○鈴木委員 私もさっき滑川委員がおっしゃったように、県で認定しているパートナー制度にちゃんと認定されている方ということで、等を含んだほうがいいんじゃないかという。

○綿引委員長 須田委員。

○須田委員 ごめんなさい、鈴木委員の意見の御心配というところでしたが、配偶者等を入れずとも配偶者ということで、パートナーシップもきちんと担保されているので、等って入れると、これ私たちはそれで理解してもいいですけども、その先々いろんな方が出てきたときに、配偶者等、いや配偶者に準じた妹もいいのか、兄弟もいいのかという形になるんで、パートナーシップ制度はあくまで配偶者と対等という意味合いを持っているはずなので、そう考えると、やっぱり配偶者で等を入れると、標準から随分ずれてきますし、国県とも変わってきちゃいますので、今回に関しては、配偶者の中にパートナーシップが入るかどうかという理論なので、等はなく、配偶者の中にきちんとパートナーシップ制度の国の県のほうの条例もあるわけですから、等の必要性は今ないのかなと私のほうでは思います。

○綿引委員長 それ以外に、ただいまの等について御意見等がありましたらお願いをいたします。

土田委員。

○土田委員 今のところなんですけれども、例えば旦那さんがいらっしゃらなくて、一人で産む娘さんがいらっしゃった場合なんかは、親子で出産補助が必要な場合なんかも、等を入れるとカバーできるのかなと思ったんですけども。

○綿引委員長 ただいまの土田委員の御意見に対するほかの御意見ございますか。

今のところ御意見をまとめさせていただきますと、確かに等の定義が必要になってくると思います。今日の段階で定義づけをするのは大変難しいかなということは多分、皆様の認識かなと思っておりますし、ほかの先進事例、その他導入事例等も、こういった場合には検討すべきかなと思っております。

先ほども申し上げましたが、滑川委員から御提案、御意見ということで先ほど賜りました。現段階のところでは、市議会議長会に倣ったこの御提案をいただいているものに対して、まずは一段進んでいく。今後その件に関して、もう少し議論が必要である、あるいはその等の部分をもう少し細分化をしていく、そういった必要性が認められたときに、再度この委員会で取り上げさせていただきたいと思いますが、いかがでしょ

うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御意見等を踏まえまして、会議規則を改正するということがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは。

〔「押印も一緒」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 押印も一緒です、全部。

○綿引委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 記名押印というのがあるんですけども、この意味は、名前を書いてまた判こを押すということですよ。

○綿引委員長 署名押印が改定。

○袴塚委員 そうですよ。だから、押印も今どうのこうのという時代なんで、自署で記名すれば、それが人格を有しているものなのでどうなのかというふうには思うんですけども、これについての解釈はよろしいでしょうか。

○綿引委員長 事務局お願いします。

○大嶋議事課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

押印の見直し、なぜ「記名押印」を残すのかという御質問と思いますが、こちらはですね、病気とか障害によりまして署名ができない方の請願権を確保、保障するために設けている規定でございます。記名ですので、パソコンで打ち出したものに押印、署名ができない方のものということになります。

○綿引委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると解釈としては、例えば今の話だと、自分では名前がちょっと書きづらいよという方については押印を残すと。一般的には署名をすればそれで機能を有すると。こういうふうな2者の考え方でよろしいですか。

はい、分かりました。ありがとうございました。

○綿引委員長 それでは、改めまして本件につきましては、第3回定例会議案として提案することになりますので、御承知おきをお願いいたします。

なお、具体的な取扱いにつきましては、8月28日開催の議会運営委員会で御協議をいただくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2番の地方自治法第92条の2の改正に伴う水戸市議会の対応についてであります。

本件について事務局から説明をお願いいたします。

○大嶋議事課長 それでは、地方自治法第92条の2の改正に伴う市議会の対応につきまして、御説明申し上げます。

特別委員会資料の③を御覧ください。

まず、1の背景についてでございます。

地方の小規模の市町村等におきましては、議員の成り手不足が深刻化しておりまして、この課題への対応といたしまして、昨年12月に地方自治法の一部が改正されまして3月に施行されました。内容につきましては、議員の請負に関する規制の緩和がなされたものでございます。

2の改正の内容といたしましては、規制の対象となる請負の定義が明確化されるとともに、一会計年度当たり300万円まで当該地方公共団体から議員個人が業務を請け負うことが地方自治法上は認められることになったものでございます。

資料2ページを御覧ください。

3の水戸市議会の現状といたしましては、平成20年に議員提出議案で制定いたしました政治倫理条例におきまして、議員関係者、議員関係企業は、請負を含め、売買、賃借等の市契約等につきまして、受注を辞退することが定められております。

4の請負に係る規制状況についてを御覧願います。

地方自治法上における規制と政治倫理条例における規制の内容を比較した表になっておりまして、議員個人に係る規制につきまして、法よりも政治倫理条例が厳しい規制となっております。

現在このような状況にあるわけですが、このような状況を考慮していただきまして、5の対応方針を今回御検討いただくものでございまして、方針の1つ目に記載いたしましたように、現行条例の趣旨を堅持するのか、または方針の2つ目に記載いたしましたように、法改正にあわせて条例上の規制を緩和するのか御審議いただき、方針を御決定いただく必要がございます。

6におきまして、それぞれの方針に係る効果と懸念事項を整理しておりまして、3ページでは、法改正に伴う対応のイメージを掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 それでは、本件につきまして御意見等がありましたら発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 この件につきましてはですね、平成20年に20人から成る超党派議員でこういう決定をした。このときにも様々な請負制度の問題、または、この当時、家賃、住宅の保証人制度、こういったものにも一部論議をしたというふうに思っておりますけれども、いずれにしても今回のこの法改正は、やっぱり小規模自治体における、いわゆる議員の成り手不足、こういったことから、これをやることによって議員になる方がどうも出られないと、こういうふうな意見があった。そういうふうなことを含めて、今回の法改正緩和策になったのかなというふうに思います。

ただ、本市といたしましては、これまでこの政治倫理条例の中で、一切請負はやらないと。こういうふうなきつい条例をつくって、これまでみんな守ってきたわけですから、今回はそれを堅持しつつ、さらに水戸市議会というのはこんな厳しい状況でやっていますよと。こういうふうなむしろ水戸市議会のPR、そういったものをしてですね、しっかりとこの問題については正していくと。こういうふうなことがよろしいのかなと思いますので、ぜひ皆さん方にも支持、御意見をいただければというふうに思います。

○綿引委員長 そのほか。

田中委員。

○**田中委員** 私どももですね、方針案1のほうで、つまり水戸市の政治倫理条例の規定を堅持し、緩和はしないほうが良いと思っております。というのは、この方針案の2のほうに透明性を確保する取組が必要だと、もし緩和したらですね。しかし、実態として非常に難しいと思いますし、水戸市の議員さんで個人事業で300万円まで請け負うということもおよそ考えられないと思っているので、方針案1のとおり現行維持でお願いしたいと思っています。

○**綿引委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 私どもも方針案1、現行条例の趣旨を堅持するということをお願いしたいと思います。この国による法律改正は、全国における町、村における議員の成り手がいないという状況の中から出てきた法の改正でありまして、水戸市においてはこの4月に行われた水戸市議会選挙におかれましても、たくさんの方が立候補されて選挙ができておりますので、この300万円というのは現実的ではなくて、やっぱりそれよりも厳しい条例を水戸市は、政治倫理条例をつくっておりますので、方針案1でよろしいかというふうに思います。

○**綿引委員長** そのほかございますでしょうか。

須田委員。

○**須田委員** 過去、全国議長会においてはこれに対する推進、当然成り手不足、国内の選挙の3分の1以上が無投票になっているという現況があったというのを前提に、私たち関東や茨城県の議長会も賛成してきたわけではありますけれども、しかしながら、水戸市においてこの成り手不足という部分に、今のところ抵触していないし、その必要性がないと私も考えます。そういう時期が来たら、またそこできちんと判断して、成り手不足が起こるようなことが起きれば、こういうことで改正できるかどうかときちんと判断する必要がありますが、現況としては、やはり議員がきちんと提出してつくった条例を遵守して、私たちは襟を正しているんだという形で、このまま1のほうで、皆さんと同意見で条例をきちんとそのまま維持できればと思いますので、よろしくをお願いします。

○**綿引委員長** そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**綿引委員長** ただいまの御意見を踏まえまして、政治倫理条例につきましては現状の規制を堅持するものとさせていただきたいと思っておりますので、御承知おきをお願いいたします。

次に、3番の議会中継の字幕表示についてであります。

この際、本件について袴塚委員から発言を求められておりますので、これを許します。

○**袴塚委員** 貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

この件につきましては、これまで手話通訳とかですね、様々なことが考えられることはよく理解しておりますけれども、今、やっぱりAIの時代でございますので、発言したものが瞬時に字幕に出せる、こういうような時代になってまいりました。したがって、高齢化による耳の聞こえない方も含めて、質問状況や様々な委員会状況を見ながら、字幕で何をおっしゃっているのが分かると、目で読めると。こういうふうな改革をしていくことが、一番私は市民に理解させる、そういった議会活動の一端ではないかなというふうに思っておりますので、ぜひこれについては皆さん方の御協賛をいただいて、そして来年度の予算でも結構ござ

いますので、来年度の予算の中に反映していただいて、そしてしっかり水戸市の議会をアピールしていく。そして、何を質問しているのかを理解していただく。こういうことをやっていただければ大変ありがたいなと、このように思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

○綿引委員長 それでは、本件につきまして御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

土田委員。

○土田委員 反対しているわけではないんですけれども、同時字幕の正確性ということについて、よく言っている同音異義語などなんかがあったり、表現、発言者の意図と違う字幕が載っちゃう可能性もあるわけですね。そういうところの確認とか訂正とかが慎重に行われることを担保しておいていただいた上で、賛成します。

○綿引委員長 須田委員。

○須田委員 基本的に賛成です。その上で疑問なんですけれども、現状で来年度の予算にのせるということここで決定してしまうと、一体幾ら予算がかかるのかとか、私たちはよくユーチューブとかティックトックとかいろんなものを見ますけれども、その精度の問題、それから今度、その後に私たちが動画をアーカイブで残して、市民に対してきちんと残している部分があると思うんですけれども、その部分に関する修正等をするのかしないのか。当然ながら同意語とか方言に関して、今のところ最新のAIの翻訳と呼ばれているものも、かなり間違っているのも事実だと思っていますので、そこらの精度と費用というものを、きちんとそこらの精査した上で、よりよいものができるようだったら賛成したいと思っていますので、基本的には賛成ですが、そこらをきちんと精査しましょうよという意見です。

○綿引委員長 ありがとうございます。そのほか御意見はございますでしょうか。

黒木委員。

○黒木委員 議会改革ということを考えたときには、字幕表示は非常に必要なことだと思います。賛成であります。その上で、やはり先進事例とかあればですね、ぜひ、もしやっているとところあれば、そこをちょっと確認させていただいて、どういう形でやっているのか、全国的にはこういうことはあるのかとは思っていますので、どのくらいの費用がかかるのか、どういう形でやっているのかということ、もうちょっと具体的に積み上げていくと、予算化もできるんじゃないかなというふうに思いますので、それを早急に探していただいて、実現できるようにしていけばいいかなと思います。

○綿引委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 先ほど来から申し上げているのは、ここで決定するというのではなくて、そういうふうな方向性を目指して、これから来年度の予算もあるので、他市の事例、見積り等も取りながら、それが議会改革としての費用過多にならないのかどうか、そういうこともしっかり検証してね、そしてその中でやはり市民に開かれた議会を目指していくべきではないかということで御提案を申し上げたので、ここで皆さん方に賛同をいただいて決定したいと、こういうことを申し上げているのではなく、当然ながらこれからの予算時期もありますので、見積り等、またはその効果、そして今、言われましたように、誤字ですね、字幕が間違えていないのかどうか、そういうようなことも検証しながら、しっかりとこういうものの改革に取り組んでいくと、こういうことをぜひお願いしたいということで申し上げておりますので、ぜひ御理解のほどお願い

申し上げます。

○綿引委員長 それでは、本件につきましては、先ほど黒木委員からも御提案がありましたとおり、先進事例あるいは予算規模等々、事務局のほうで一度取りまとめをいただいて、それをまた再度皆様に御提示をした上で、導入の方向で進めてまいりたいと思いますので、御承知おきをお願いいたします。

次に、その他に入ります。

委員から何かございましたら、御発言をお願いいたします。

○袴塚委員 ちょっとね、すみません。通告は改めて申し上げます。

昨今、やはり条例、須田議長さんのときにも条例を2本つくってですね、大変おやりになりましてよかったですなというふうに思っているんですが、やはりここで我々も認識しておかなければならないのが、昨今、いろんなニュースの中で、議会のパワハラというような課題がですね、あるように思っています。そういったことに対しても、やはり議会改革の中で、一つの条例化を目指してはいかがかなと、こういうふうに思いますので、また素案ができましたら皆さん方に御相談を申し上げますが、そういったこともしていきたいなということだけ言わせていただいて。申し訳ありません、よろしく申し上げます。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは最後に、前回の委員会で御一任をいただきました議会改革に係る講演会の日程等についてお知らせをさせていただきます。日程は、令和5年10月18日、早稲田大学マニフェスト研究所の事務局長の中村氏を講師にお招きすることとさせていただきます。なお、詳細な時間につきましては現在調整中でございますので、後ほど御連絡をさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、第3回議会改革調査特別委員会を散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時58分 散会